

清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
3	熊谷市役所 本庁舎	熊谷市宮町二丁目 47 番地 1	1 階市民課 待合ホール(1)	2 . 2 0 m ²	1 台

※ 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス等の設置部分を含む。

2 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び設置者の遵守事項

(1) 大きさ、デザイン及び決済方法

ア 大きさ

おおむね幅 1,250 mm×奥行 1,000 mm×高さ 2,000 mm以内とする。

イ デザイン

周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。

ユニバーサルデザイン(低い位置に設置された商品選択ボタン、できる限りかがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器)の自動販売機とすること。

ウ 決済方法

可能な限り最新の紙幣及び硬貨に対応した機種を設置すること。最新の紙幣及び硬貨に対応できない場合は、その旨を利用者に分かりやすい位置に明示すること。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン冷媒

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売システム機械工業会作成) を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法) 及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) 等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会成) を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機脇とし、缶、ペットボトルを分別回収できるものとする。

イ 回収ボックスは、回収頻度等を考慮し、使用済み容器が溢れて周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 設置者において、随時自動販売機の保守を行うほか、故障や問合せについての連絡先を明記し、設置者の責任において即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除く清涼飲料全般とし、容器は缶、ペットボトル等を使用すること。

(2) 価格

標準販売価格より高く販売しないこと。

5 電気料

電気料は設置者の負担とし、子メーターの検針により使用した電気量に基づき各施設管理者が算定した電気料を、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納入する。

6 貸付料

年額の貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、消費税等の税率が変更された時は、その税率を適用した消費税等に相当する額を加算した金額に変更する。

7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

8 設置箇所の条件及び特記事項

- (1) 当該施設は、災害時に防災拠点となります。市内で震度 5 弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると市が判断したときは、市へ事前に預けた鍵等を用いて、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供すること。
- (2) 容器回収ボックスについては、幅 300mm にて統一すること。
- (3) 子メーターが設置してあります。ただし、2 基分（物件番号 3 及び 4）の合計を計測しているため、2 基で事業者が異なる場合は消費電力に応じた按分が必要となります。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して熊谷市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

熊谷市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 熊谷市の責に帰することが明らかな場合を除き、熊谷市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 参考データ

(1) 自動販売機の年間売上本数

設置場所	種別	1 年間の売上本数 (R6.10～R7.9)	備 考
1 階市民課 待合ホール(1)	缶・ペットボトル 等	1 3 , 9 2 8 本	

(2) 施設利用者及び開庁日時

施設利用者 約 1 , 0 0 0 人／日
年間開所日 約 2 8 0 日 (第1第3第5土曜・日曜・祝・年末年始12月29日～1月3日は閉庁)
開庁時間 8 時 3 0 分 から 1 7 時 1 5 分 まで
(第2第4土曜も同じ、ただし、市民課と総合窓口用務に限る)